

糸魚川市快適トイレ設置工事試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の建設業における担い手の確保及び本市が発注する工事の現場における快適トイレの設置を推進することにより、建設業の就労環境の改善を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仮設トイレ 一時的に設置される簡易式のトイレをいう。
- (2) 快適トイレ 第3条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満たし、男女ともに快適に使用できる仮設トイレをいう。
- (3) 通常トイレ 第3条第2項第1号及び第2号の規定によらない仮設トイレをいう。
- (4) 監督員 糸魚川市財務規則別記1建設工事請負基準約款第11条に定める監督員とする。

(快適トイレの要件)

第3条 快適トイレは、1件の工事契約につき1基を対象とする。ただし、男性と女性の区別をして快適トイレを設置した場合は、男女別に各1基ずつを対象とすることができるものとする。

2 快適トイレの要件は、次に掲げる各号をいずれも満たすものとする。

- (1) 快適トイレに求める機能として、次の全てを保有していること。
 - ア 洋式便座
 - イ 水洗機能
 - ウ 臭い逆流防止機能
 - エ 容易に開かない施錠機能
 - オ 照明設備
 - カ 衣類掛け等のフック付又は荷物置き場設備機能
- (2) 快適トイレとして活用する付属品の要件として、次の全てを備えていること。

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る。）
- エ 鏡付きの洗面台
- オ 便座除菌シート等の衛生用品

（対象工事等）

第4条 この要領により対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、本市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事であって、市長が指定する工事とする。

2 市長は、対象とする工事を個別の入札公告で指定し、落札後に受注者が快適トイレの設置を希望した場合は、この要領による取組を実施する。

3 市長は、前項の指定を行う場合は、快適トイレ設置の工事の対象とする旨を当該工事の設計図書に記載するものとする。

（設置の協議）

第5条 受注者は、本市と建設工事請負契約を締結した後、施工計画書の作成前に、速やかに対象工事の監督員と快適トイレの設置の有無について協議を行うものとする。

（施工計画書への記載）

第6条 受注者は、前条の協議により快適トイレの設置を実施する場合は、施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

（確認資料の提出）

第7条 受注者は、前条に規定する施工計画書を提出するときは、併せて快適トイレ要件確認資料（様式第1号）を監督員に提出しなければならない。

（設置の確認方法）

第8条 受注者は、快適トイレを現場に設置した日から起算して7日以内に快適トイレ設置報告書（様式第2号）を監督員に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により快適トイレ設置報告書の提出を受けたときは、設置された快適トイレの現地確認を行う。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、書面の確認に代えることができる。

(積算と変更契約)

第9条 市長は、快適トイレの設置に係る費用について、入札公告時は積算しないものとし、監督員が快適トイレの設置を確認した場合に、次に掲げる手順により必要に応じて変更契約を締結する。

- (1) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、快適トイレ及び通常トイレの見積書を速やかに監督員に提出するものとする。
- (2) 前号の見積書により調整し、快適トイレの費用と通常トイレの費用との差額を増額分として積算する。
- (3) 快適トイレの費用と通常トイレの費用との差額は、1基につき1月当たり45,000円を限度とする。ただし、男性と女性を区別し快適トイレを設置した場合は、2基につき1月当たり90,000円を限度とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。